

◆地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 563,570 千円
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 10,413,486 千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,263,620	1,232,672		18,049	109,457	903,442
	高齢者福祉事業	79,740	1,627		3,198	8,095	66,820
	児童福祉事業	4,078,041	2,205,743	22,800	371,877	159,677	1,317,944
	母子福祉事業	276,572	100,024		1,848	18,879	155,821
	生活保護扶助事業	1,263,522	870,732		51	42,441	350,298
	小計	7,961,495	4,410,798	22,800	395,023	338,549	2,794,325
社会保険	介護保険事業	773,412	5,335			83,001	685,076
	国民健康保険事業	487,094	262,931		1	24,224	199,938
	後期高齢者医療事業	752,719	86,575			71,986	594,158
	小計	2,013,225	354,841	0	1	179,211	1,479,172
保健衛生	疾病予防対策事業	426,506	13,228		4	44,660	368,614
	医療提供体制確保事業	12,260			1,617	1,150	9,493
	小計	438,766	13,228	0	1,621	45,810	378,107
合計		10,413,486	4,778,867	22,800	396,645	563,570	4,651,604